

南房総市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

南房総市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧富浦町・富山町地域

(1) 現況

本地域は、南房総市の内房側(東京湾側)の入り口に位置し、丘陵部では酪農、山間部は枇杷、みかん、平野部では水稻、野菜、花きを中心とした農業が営まれている。労働力が減少するなかで、市内の他地域と比べ狭あい急傾斜地が多く、生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧三芳村地域

(1) 現況

本地域は、南房総市のほぼ中央に位置し、温暖な気候と立地条件を生かしたみかん栽培、基盤整備された農地を活用した水稻・野菜・花きの生産、また、酪農も盛んで自給飼料の生産や、堆肥処理等環境にも配慮した農業生産活動が展開されている。この地域の農産物は古くから有機農法によるものが多く、それを学ぶ新規就農者も増加してきているが、地域担い手の持続的な農業生産活動の推進が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧白浜町・千倉町地域

(1) 現況

本地域は、房総半島最南端部から東部にかけての海岸線が細長く伸び、温暖な気候を活かし、古くから水稻、野菜、花き、酪農、果樹等を中心とした複合農業が営まれている地域である。特に、冬季のキンセンカ・ストック・キンギョソウなどの露地花は観光客の目を楽しませるとともに、観光農業の重要な役割を担っている。そ

の一方、農業労働力の高齢化対策や後継者の育成が課題となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧丸山町・和田町地域

(1) 現況

本地域は、南房総市中央部から東部の太平洋側に位置し、外房側の入り口となっている地域で、基盤整備された広大な農地を活用した水稻・野菜を中心に、日本酪農発祥地として歴史のある酪農と、大正期から始められたと伝えられている花き栽培が盛んで、南房総花き栽培発祥の地と知られている。認定農業者を中心とした担い手による耕作面積は増加しているが、産地の持続的な農業生産活動の推進が求められている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧富浦町・富山町区域	法第3条第3項各号に掲げる事業
②	旧三芳村地域	法第3条第3項各号に掲げる事業
③	旧白浜町・千倉町地域	法第3条第3項各号に掲げる事業
④	旧丸山町・和田町地域	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)

による推進組織を活用できることとする。

- (3) 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

南房総市全域（半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法、特定農山村法指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地

田で 1/100 以上、1/20 未満、畑・草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満

(エ) 千葉県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

1）集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2）協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

（3）対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、南房総市水田農業ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

（4）その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。